

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	寿都町国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寿都町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減させるために取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北海道寿都町長

公表日

令和2年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険法に関する事務	
②事務の概要	・国民健康保険法、地方税法等に基づき、被保険者の資格管理及び保険給付の支給と保険税の賦課徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険税の賦課徴収 ④保険税の未納滞納に係る調査 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）	
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（※）」という。）、医療保険者向け中間サーバー等※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、町に設置する国保総合PCで構成される。	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険被保険者情報ファイル、宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 （情報提供）1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 （情報照会）27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 （情報提供）1,2,3,4,5,12の3,15,19,20,25,33,43,44,46,53,55の2条 （情報照会）20,25,26条 オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民課	
②所属長の役職名	町民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務財政課 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1 0136-62-2511	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総務財政課 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1 0136-62-2511	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]